平成２７年（フ）第６０３号
大阪府岸和田市春木旭町22番40号
破産者　藤田　拓也
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
奈良県香芝市畑３丁目731番地１　コスモハイツ１番館101号
破産者　南橋　　武
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番32号、前住所北海道小樽市桜２丁目28番36号
破産者　丸山　　浩
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１０５号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目14番地10
破産者　江口ミヨ子
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２４号
岩手県釜石市栗林町15―35、住民票上の住所青森県弘前市大字中畑字沢田180番地６
破産者　三上　淳也
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２３号
さいたま市見沼区春野１丁目５番６―204号
破産者　今村展崇こと山田秀夫こと　康　　千秀
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３５号
埼玉県川口市戸塚鋏町１番25号　エコアップサービス株式会社方、旧住所さいたま市北区大成町４丁目846番地３
破産者　長岡　義則
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―11―408
破産者　岡野　哲也
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢826番地、破産申立時の住所埼玉県大里郡寄居町大字富田1192番地１
破産者　清水三四郎
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１８９号
埼玉県比企郡小川町大字腰越31番地４
破産者　大塚　正之
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２８号
埼玉県東松山市大字松山2488番地75
破産者　北爪真由美
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５８号
新潟市中央区女池４丁目17番23号６
破産者　清野　武洋
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８１号
新潟県五泉市下新３番地
破産者　大熊　孝永
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田1984番地１
破産者　尾崎　　光
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２０４号
静岡県焼津市三右衛門新田86番地の１
破産者　小泉　紀子
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２２号
静岡県焼津市五ケ堀之内33番地　オレンジコートＢ501、旧住所静岡県焼津市大村新田186番地の１　カサグランデ102
破産者　浦田　達也
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１１号
静岡市清水区押切43番地の７　柿田借家１号、開始決定時住所静岡市葵区千代田５丁目７番10―５号
破産者　西山　武雄
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２４号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地の２　県営植園住宅２棟604号
破産者　宇佐美秀彦
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部